

演出された文芸「艶詞」の背景

— 宛人・雲英宗悦の誕生をめぐって —

朝 倉 尚

本稿で用いる術語「艶詞」の意味するところは、幼年の喝食や若年の美少年僧に対して、密かにわが思慕の情を伝えるために製する詩を「艶詩」、書状を「啓劄けいさつ（札）」と呼び、これらを総称して「艶詞」と呼称する。

である。一般には、喝食や少年僧を対象とした試筆唱和詩・送行詩・招寄詩など、さらには男女の情愛を対象とする詩作をも含めて、広義に術語「艶詩」が用いられることもある。本稿では以上の総称として、術語「艶詞文芸」を用いることもある。

艶詞には、これを製して贈る作者の僧と、贈られる喝食や少年僧とが存在する。前者を呼称するのに術語「差出人」、後者を呼称するのに術語「宛人」を用いる。

本稿が目的とするところは、艶詞が製作され、贈呈された背景の実態を説明することである。具体的には、艶詞文芸が最も盛行したと目される応仁大乱以後・室町時代後期の五山禅林における実状を

提示する。そのために、蔭涼職・亀泉集証が筆録した、文明十六年（一四八四）— 明応二年（一四九三）にわたる『蔭涼軒日録』の記事中より、特別に一人の喝食・雲英宗悦に注目し、主として宛人として誕生するまでの経過を辿り、その背景について検討を加える。宛人として選出されるに足るとされた資格や、宛人を庇護する立場の師僧や縁者が果たした役割を明らかにする。

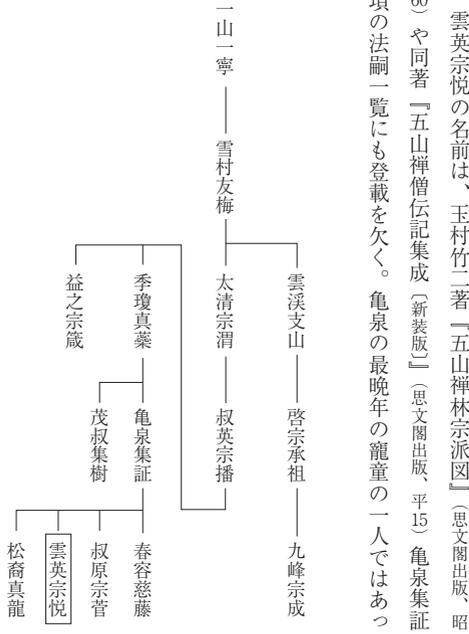
亀泉集証（一四二四—一九三）は、幕府・將軍の宗教行事や禅林行政を輔佐する蔭涼職として、五山禅林を統轄、監督する立場にあった。一方、在職中は一貫して相国寺雲頂院の塔主であり、蔭涼軒の実体でもある私寮の雲沢軒や松泉軒の軒主であり、師・季瓊真薬の開創した禅仏寺（七条柳屋）にも住した。いわば、寺・塔頭・寮舎の円滑な経営を企図するという責務も負っていた。亀泉にとって、後継者の育成と寺院の経営とは、密接に連動していたかに見受けられる。その示寂は、擱筆後四日の明応二年九月二十七日であり、『日録』

（『雲英宗悦』の「宗悦」の項を参照）の記事は、最晩年に相当し、この間、異状と映するまでに、子弟を膝下に迎えている。その一人が雲英宗悦である。¹⁾

一 喝食「宗悦」の誕生

1 法系

雲英宗悦は、亀泉集証の附弟として、太清宗渭（二三二―九二）が相国寺内に開創した塔頭・雲頂院の裡、亀泉が自らの退隠所として再建した寮舎・松泉軒に主として居住した。門派としては、太清が嗣法した雪村友梅を祖とする一山派下雪村門派に属する。



たが、禅宗史の上では無名の生涯であった。

2 「宗茂」から「宗悦」へ一堺よりの上洛

泉南堺の永昌院に居した喝食「宗茂」が『日録』に初めて登場したのは、延徳二年（一四九〇）十月十日条である。（記事引用に際し、『日録』については書名を省略）

興子雲来茶話移尅、愚問云、鎮圭室去永昌院別居、実否、答云、僉、構小庵居之、（中略）雲上司、陽上司、宗茂喝食者在永昌云々、
（延徳2・10・10条）

子雲□興との話談を録している。圭室□鎮が永昌院を去り、別処に居したという風説の実否を質している。圭室は、季弘大叔筆録『蔗軒日録』に拠れば、文明末年より主翁・院主であったが、ここに至り別に小庵を構えて移居したという。永昌院に留まった、特に幼少の宗茂喝食にとつては、師僧、あるいは庇護者としての院主を欠いた状態に陥った。その出処進退に話題が及んだものと推測される。子雲は、永昌院と亀泉との間の、仲介の労を執つた模様である。

九峰来談宗茂喝食上洛之事、（中略）今晨九峰話、改子雲為雲岫云々、
（延徳2・10・12条）

同十月十二日の段階で、宗茂の上洛と亀泉膝下への入門の内諾が得られたようである。子雲は「雲岫」と改号する。宗茂と子雲の両

案件を雲頂院側にあつて実質的に差配し、推進したのは、九峰宗成であつた（（原本の「案」は條下に統））。九峰は太清の法兄に相当する雲溪支山の法孫であり（（前掲系））、平素は雲溪が開創した玉龍庵に居住した様子であるが、雲頂院の内衆としても処遇され、活動した。活動圏は広く禅林内外に及び、亀泉の耳目、手足として輔佐している観がある。²⁾足利義政の息とも。

(イ) 夜来九峰・泰叔来、蓋宗茂喝食上洛同途之、自宗信贈以一纏、朋樽、黄柑一籠、昆若一籠、勸以盃、（延徳2・10・28条）

(ロ) 今晚以遣南伯方丈、問宗茂喝食掛搭、上方赴浴室、侍衣曰、住持之儀不可有子細云々、九峰・泰叔来、請宗茂安名、愚再三辞之、不允、愚云、昔吾門有材用和尚、其諱曰宗茂如何、兩人云、別見立其名可也、愚云、宗悦如何、皆云尤可也、来二日最上吉也、其日書塞命云々、（延徳2・10・29条）

(ハ) 安名宗悦書之乃与、掛搭于当寺、菅子引導之、（中略）泰叔贈麴一盆、昆布一折、朋樽、（中略）自開山諷經宗悦喝食出仕、（中略）悦公掛搭相兼而有祝宴也、主位愚以下九員、賓位悦公以下八員、（中略）摠計上衆四十六員、宴了茂叔・九峰・泰叔、茶話及深更帰、（延徳2・11・2条）

(イ)・同十月二十八日条では、宗茂喝食は九峰と「泰叔」に引率され、亀泉との初対面を遂げている。血縁者とも目される田村氏宗信（（信・森か））より託された挨拶代わりの金品も持参する。泰叔□雲

は、永昌院の内衆で、堺において宗茂を実際に世話した僧で、前掲・同十月十日条の「雲上司」が相当する。

(ロ)・同二十九日条。亀泉は、宗茂の入室のための準備として、小師の南伯真棠を時の住持・旭峰洪昇（（同日退院））の許に遣し、相国寺への掛搭の内諾を得ている。九峰と泰叔とは、再び亀泉の許を訪れ、宗茂に対して、改めて安名（（法諱を付与））を願い出ている。改諱のことは、別の師僧の附弟から自己の附弟に転ずることを許諾したことを意味しよう。亀泉は再三にわたり辞退するが許されず、「宗悦」案を提出する。亀泉が辞退する理由は同門派下に先例・材用宗茂があつたためであろうが、九峰と泰叔はむしろ同一法諱を避けたものである。材用宗茂は、雪村下の雲溪の法嗣であり、九峰はその法姪に相当している（（前掲系））。九峰にとつては、因縁の深い法諱「宗茂」であるにもかかわらず「宗悦」への改諱を首肯している。さらには、この間宗茂に対して強力に後援するについては、並並ならぬ縁因が存したことを思わせる。

(ハ)・同十一月二日条では、宗悦喝食が正式に誕生する。宗悦は相国寺に掛搭、僧籍を掛けている。回礼のための先導は、亀泉下で好一对の喝食となる菅||叔原宗菅であつた。宗悦はさつそくに開山諷經に出仕する。帰軒後には、掛搭の祝賀も兼ねて宴が張られるが、賓客座位の筆頭に「悦公」として録される。亀泉は宴後も、九峰・泰叔、さらには雲頂院内衆の最古参とも目される茂叔集樹とともに

に、深更に及ぶまで茶話している。特に泰叔にとつては、自らが堺に帰院後の宗悦の指導、後援について、亀泉以下に改めて懇請、談合したものであろう。

3 掛搭直後の喝食「宗悦」

延徳二年十一月二日、宗悦は相国寺喝食として、また、亀泉集証の附弟として正式に誕生する。ただし、道号「雲英」の付与は、翌延徳三年六月まで待たねばならない。(註 道号付与までの期間のみならず、喝食時代については、正式、公式には、法諱による呼称が用いられた。が、本稿では煩雑・混乱を避けるために、引用記事中の使用を除いて、原則として道号・雲英を用いて称呼・表記する。)

ここでは掛搭直後の雲英の僧堂生活について紹介する。

上堂了、於松泉炉間齋、宗悦喝食、茂叔西堂・九峰首座・泰叔藏主・愚、五員、(中略)雑話及午後、(中略)夜来招茂叔、(中略)勸以益、愚云、築山招隱足、茂云、营宅落成新、悦云、松下添泉好、愚云、梅辺得月真、(中略)及深更帰、菅公初秉筆也、(延徳2・11・3条)

夜来茂叔・九峰・泰叔来、炉話移尅、愚云、諸彦偶相集不可無句、於爰宗悦喝食破題云、紅長冬後線、愚云、緑未臈前酷、聯三十句、招芳州・南伯・維俊、句終有冥、及深更帰、菅也秉筆、桂・藤・昌・康・泉・駿等在座、皆言一句、一時佳会也、

(延徳2・11・4条)

掛搭の翌日・十一月三日は「書雲節」(書雲は冬(至の異名)に相当し、寺では住持の上堂説法、さらには秉弘の行事が挙行された。寺行事・上堂に初出仕した雲英を祝賀し、亀泉は松泉軒の炉の間において齋食を振舞っている。茂叔・九峰・泰叔は、いずれも雲英の掛搭に尽力し、僧堂生活の出発にあたっての後援者である。当夜には再び茂叔が招ぜられ、談合(部(中略))の後に、聯句に興じている。亀泉の破題句(句發)と茂叔の入韻句(句發)は、いずれも新築間もない松泉軒について、特に入門したばかりの雲英のこともあり、特別に紹介、作句したものである。雲英の第三句は、兩句を承けると同時に、軒名「松泉」を分字して詠み込み、「松下、泉を添へて好し」とする。句意は容易に理解され、いかにも幼童の作句らしいが、実際には年長僧、常識的には師の亀泉による代作である(この日、「自作也」と特記す)。これ以後、雲英は禪林聯句の席に出座した初見の記事である。育成されることになるが、その記念すべき第一歩である。なお、当夜の作句数は省略部の句を含めると十六句であり、喝食衆も各一句を詠出している。雲英の初出句、叔原の初秉筆を質する催しでもあった。叔原宗菅は、その法諱から菅原氏の出自と推測され、後に相国寺住持として住山するが、当時にあつては、いささかの先輩の喝食として、雲英の好対として待遇され、鍊磨されることになる。

十一月四日条では、前夜と同様、茂叔・九峰・泰叔が来軒し、炬を囲んでの話談に刻を過ぎた後に、亀泉の呼び掛けて禪林聯句が興行されている。「爰に於て宗悦喝食破題して云はく」と、雲英が破題句を詠出している。破題句は、当座において主賓として遇された聯衆が出句するのが一般的であるところから、依然として雲英のための賀意を籠めた会として催されていることを知る。「紅は長し冬の線」句は、昨日が冬至であったことを踏まえ、紅線でもって日の長短を量るに、冬至の日からは一線を増すという「紅線量日」(紅線、日を量る)句を詠出したものである。いずれ代作であるが、雲英の製した初の破題句である。前夜に引き続き、乗筆は叔原である。少年衆も皆一句宛出句した。亀泉は「一時の佳会なり」と満足の状態である。雲英の首途を祝し、亀泉が発起した一家の雅会であり、団欒性が濃厚な聯句であった。

十一月三日、四日の両日における記事は、京洛の相国寺に喝食として掛搭した雲英が、その直後に従事した文芸が禪林聯句であったことを示す。掛搭当初の喝食に課せられるのは、五山派の僧として将来は官寺の住持に任せられるべく、その第一歩としての厳しい修行生活であったと想像しがちであるが、実態はいささか異なっている。寺行事への出仕はそれとして、坐禪本位の日課とはほど遠い、文筆の業について、一家の幼年、少年衆をも動員し、本格的鍛錬の手始めに、馴れ親しむことに重点が置かれている。艶詞文芸に関わ

る活動も、その延長線上に位置付けられて然るべきであろう。

亀泉との間で師資の契約が成立し、相国寺への掛搭を果たした時点で、雲英を引率して上洛した泰叔の目的は大略達成された。

暮夜九峰・泰叔来、炬話移魁、天氣大寒之故、調粥欲飲之、招茂叔・芳洲・維俊・柏・梅・棠・桂・藤聯句、乗筆菅云、悦公破題云、梅期南国信、愚云、松憶北山寒、五十句終皆帰、粥後勸盃、々後愚云、泰叔帰泉南之日何日、答云、明日明後日之間、愚云、然者諸彦皆作送行詩可也、座中皆諾、愚以送賦早梅人帰泉南為題可乎、皆諾、一時風流之会也、

(延徳2・11・7条)

夜来於松泉炉間有詩会、蓋錢雲泰叔回泉南之会也、凡十五員、乗筆菅子、維俊也、詩後有宴、以赤雲為肴、宴了茂叔・芳洲・

九峰茶話、及深夜皆帰、

(延徳2・11・8条)

今晨雲泰叔回堺之永昌院、佷一行於田村宗信方、

(延徳2・11・15条)

十一月七日条では、九峰と泰叔、さらに茂叔以下が聯句に興じ、次いで泰叔のために送行詩会の開催が決まる。聯句興行については、四日条の、乗筆叔原、破題句雲英と同様の役割であり、祝賀の余韻はいまだ尾を引いている。雲英の破題句「梅は期す、南国の信」は、自らを都の梅に擬え、南国・泉州堺よりの便りを心待ちにして日を過ごす意を籠めている。泰叔への謝意、さらには向後も変

わからない愛護を願ひ出ている。詩会開催については、明日・明後日
の間の下向を告げた泰叔のための送別の餞として、亀泉の「然れ
ば、諸彦は皆、送行詩を作さば可なり」という発起に、座中一同は
応諾する。詩題「送賦早梅人帰泉南」（早梅を賦して人の泉南に帰るを送
るも亀泉の出題であり、当時期に泉南に還帰する僧への送行詩題
としては典型的である。開催前ながら「一時の風流の会なり」と、
満悦の様子である。送行詩会は、禅林において半ば慣例、儀式化し
た雅会であった。なお、詩題から推するに、雲英の破題句が泰叔に
宛てられた挨拶であることはいよいよ明白である。当句も亀泉の代
作として誤らないであろう。

十一月八日が送行詩会の当日である。会場は松泉軒の炉の間で、
十五員の詩衆が参加した、雲頂院内衆の詩会であった。乗筆は叔原
と維俊宗哲が勤めている。

十一月十五日、泰叔□雲は和泉国堺の永昌院に還帰するために出
立する。亀泉は田村宗森方への書信を託している。泰叔にとつて
は、十月二十八日以来、十七日間にわたる京洛滞在であった
(十月は^③小の月)。

雲英Ⅱ宗悦は、泰叔という頼りとした法の縁者に去られ、亀泉膝
下の喝食の中の新参者として、宗門・僧堂での生活が始まることに
なる。具体的な年齢は未詳であるが、十代の半ばと推され、新たな
師僧や先輩僧の指導のままに、緊張の日々が当分の期間にわたり続

くことになる。

齋罷宗悦公初習、書三体詩七八二章教之、(中略) 今日宗悦喝
食初乘筆習有之、書詩四首誦之、三首無為誦之、終詩三四之句
月蝕詩也、菅公亦書六首、三首無為、三首者月蝕詩也、

(延徳2・12・20条)

十二月二十日条では、亀泉下で一箇月余が過ぎ、相国寺での僧堂
生活に慣れた頃合を見計らい、師の亀泉は資の雲英に『三体詩』七
言律詩の二首を自ら書して教授した後、詩会における乗筆の訓練を
開始している。いずれも「初習」であることを特記する。『三体詩』
の教授であった点については、禅林に入門した当初の喝食に与えら
れる教材が、作詩のための教科書であることに留意される。亀泉の
教授が『三体詩』の所収作品の順序に沿っていたとすれば、七言律
詩を卷一に収載する諸本は見あたらない。雲英の場合、「初習」と
はあるが、泉南永昌院にあつてすでに学習が積まれていたと解する
べきであろう。

乗筆の訓練については、当代の乗筆役が、詩衆の詩を記取る
「乗(執)筆」の役とともに、その詩を誦誦する「講師」の役を兼
ねていたことが知られる。「月蝕詩」については、中唐・盧仝の著
名な詩題として知られるが、亀泉の用語としては、欠損、欠点が存
する詩を指している。雲英の場合、書詩四首中の三首についての誦
誦が「無為これを誦む」と及第であったが、第四首の転、結句につ

いては不合格であった。乗筆のための修練法としては、師僧が口頭で読み上げる詩を書き写したようである。初歩的ながらも、漢字の知識、さらには詩作の作法の習得が予め必要であった。叔原の結果は六首中の三首が不合格であった。雲英は叔原よりも後輩の喝食であったが、聰明であったのも事実であろうが、ここでも永昌院における既習を窺わせる。

二更後九峰在札問打話、愚云、請於炉辺可相語、九峰来、宝也・昌也、同在座、九峰云、春近鶯巢雪、愚云、夜深蟾窟風、聯三十句、々了白雲・緑酷勸之、乗筆悦公、及暁鐘暵、一時風流会也、
(延徳2・12・28条)

十二月二十八日条では、雲英が禅林聯句の乗筆役を勤めている。院内における有力庇護者である主客・九峰の破題句によつて巻かれた三十句であり、雲英の乗筆役は特別の配慮、指名による。いよいよ実地の教育が始まったことを示している。

五更之後一家宴如旧規、二番座了、諸弟三拝、宗悦初備員、
(延徳3・正・朔条)

翌延徳三年正月元旦には、新年を祝しての恒例の家宴が催され、雲英にとつては、初めてその構成一員として参仕している。「諸弟、三拝」とあり、松泉軒に居住する亀泉膝下の附弟の新年の互礼会に迎えられる。

二 艶詞文芸成立の背景 — 艶詞劇の舞台裏

1 移寮 — 先輩僧との同宿

用務繁忙の藤涼職・亀泉のような場合、入門当初の喝食が四六時中身边にあつて随侍し、行動を共にすることは不可能である。が、自らの膝下に預かつた責任上からも、容易に監視、監督が可能な居室において養育した様子である。そしてしばらくすると、当の喝食より先輩の少年僧を選び、同宿して喝食としての心得、行儀作法などの教育を命じている。師僧の直接の眼が届き難く、比較的私的な生活が営める空間であり、しばしば艶詞文芸に関わる活動の主舞台にもなつた。

此日初宗悦喝食移松泉軒、
(延徳3・6・9条)

宗悦喝食移藤侍者寮、
(延徳3・10・21条)

亀泉下の喝食として七箇月が経過した延徳三年六月九日条に、「此の日初めて宗悦喝食、松泉軒に移る」と録している。亀泉自身が雲頂院塔主、あるいは複数寮舎主人の顔を有していた。そこで、文字通りに解釈すれば、松泉軒より外の居所、雲頂院本坊やさらなる私寮・雲沢軒などに居していたのが、この日初めて松泉軒に移居している。

次いで同年十月二十一日条では、「藤侍者の寮」に移寮している。雲英を指導する先輩僧として亀泉が選任したのは、「春谷慈藤」で

あり、役位は「侍者」であった。春容の『日録』での公的行事への参仕記事は、東相府・足利義政の文明十八年（一四八六）正月十八日の相国寺鹿苑院、さらに翌十九日の同方丈への御成に際し、御相伴給仕として奉仕したのが早い例である。藤涼職・亀泉の職務の一つに、將軍の半ば定例化していた僧院への「御成」に際した給仕喝食の推挙があった。給仕喝食には、御相伴給仕と御前給仕の別があり、いずれも容姿容貌の優れた喝食達が選ばれた。そこで、亀泉の依怙も存したであろうが、春容が優れた美童であったことは確實であろう。艶詞に関わる活動において、宛人の経験者であったことも容易に想像される。なお、道号「春容」は、「小補翁、字慈藤喝食曰春容」（同正月二十四日条）と、小補・横川景三が師僧・亀泉の要請で、いわば御相伴給仕の所役を果たしたことを祝して選定、付与したものである。往昔時においては常識外の暴挙であったが、当代では僧堂における晴れの行事への参仕が、道号付与の動機の一つになっていた。

春容の居した「寮」の実態は明らかでない。「——寮」とあれば、一般には独立の家屋が想像されるが、『日録』の記事からは、「——軒」より下位の単位、規模の居所と解される。多くの内衆の寮が軒内に独立して営まれていたとは考え難い。侍者位に過ぎない春容の場合などは尚更のことである。松泉軒は再建新築の寮舎であり、いまだ増築、整備中であった。春容の寮も軒内の一室が仮に宛てられ

ていたであろう。以下のような記事が続く。

今日藤子寮造畢、夜來招悦・菅・駿、勸盃、昌子亦与之、

（延徳3・12・22条）

今夜桂侍者、藤侍者松泉軒新寮初宿焉、有小宴、

（延徳3・12・24条）

晚來於書院有宴、藤左・安田・四郎・福田・藤子・悦・菅・

泉・北房及予、并十人、拆曇華、蓋藤左賀藤子寮、々隘之故於

書院有宴、

（延徳4・2・20条）

年末・十二月二十二日条では、春容の寮の造作が一段落ついた模様である。松泉軒に一室が増しされたことを意味するのではあるまいか。夜來の祝宴に招かれた筆頭が雲英であった。同二十四日条では、侍者位の桂II竺英有桂（翌四年七月に藏主）が春容の新寮に初めて宿した。この日の記事には雲英の参加、同宿した形跡を欠く。常に起臥を共にするということでもなかったか、あるいは常の同居人として特記されないこともあったか、判然としない。翌延徳四年二月二十日条では、雲頂院の書院で酒宴が催されるが、その目的は藤左II後藤藤左衛門則季が春容の新寮を祝賀するためであったが、寮が狭隘であるために場所を移した結果である。藤子・春容に次いで雲英の参加が記される。寮の規模は、この段階で一〇員がとても収容しきれない程の、一室であったことを示す。後藤則季は、亀泉と同族・親戚であり、赤松氏雑掌であったが、同氏の別奉行として

播磨・美作に点在する一山派（雲頂院派）の莊園経営の任に当たっていた。当該記事は、前年九月以来の足利義材の六角高頼討伐のための近江在陣より、一時帰京した折のことである。

藤公寮造作、自今朝始之、藤左弁之也、（明応元・7・25条）

夜来於藤子寮有宴、治具温麵也、予・茂叔・藤・悦・柏・丹・

棠・成・賢・悟・桂・藤左・北房・常珍・新兵衛、十五員、自

余衆皆在縁、歌舞尺之、予二献將終頃帰、及五更徹、

（明応元・8・7条）

往藤寮看障画、持白鐵食籠五種以勸喜多坊、丹・賢・桂・昌・

悦・菅・駿等在座、（明応元・10・8条）

春容の寮の建造は進行・継続中であり、同七月二十五日条

（七月九日自開元・明応に）では、造作が再開されている。その費用を支弁したのは

後藤則季であった。同八月七日条では、春容の寮で酒宴が開かれ、

雲英は春容に次いで録される。「自余の衆は皆縁に在り」は、狭隘

な室ではあるが、一方に広縁が開かれ、歌舞を演ずるにも相応しい

環境であったことに注目したい。艶詞に関わる活動において、差出

人を持って成す背景、環境として整備されている。なお、後藤則季は

いよいよ春容の庇護者と目され、「北房」はかつて亀泉の附弟・月

船宗継であった画師の小栗宗継（宗湛の息男）である。同十月八日

条は、春容の寮の障子画を製作中の宗継（喜多坊）を慰労した宴の

記事である。室内に装飾が施され、ますますの充実である。

春容は、法諱の「藤」一字より類推するに、後藤氏の一族ではあるまいか。亀泉にとっては同族の縁があり、後援・庇護者が共通するところから、自己の寮舎・松泉軒内に寮室を構えることを許容したものと想像する。

2 後援者

〔九峰宗成〕

喝食である雲英の僧堂生活は、師僧・亀泉をはじめとする雲頂院内衆により支えられていた。その内衆についての詳しい紹介は省略するが、内衆に準じた存在としての九峰宗成の後援について、説明を補足する。

前述のごとく、九峰が居住したのは、雲溪支山の開創した玉龍庵であった。

今朝建立玉龍庵、以故九峰懈怠、（中略）夜来九峰来云、今日

建立玉龍庵内、造作調可供一覽云々、（延徳4・7・11条）

延徳四年七月頃（同十九日自開元・明応）に、九峰が塔頭・玉龍庵を建立、開創

したとも解し得る引用部の書出しであるが、直後の「玉龍庵内」を

勘案する時は、庵内に自らの寮舎を造作・新築した記事として解される。経済的には富裕であった。

足利義政の息男とも言われ、將軍家や有力武家と蔭涼職の橋渡し

的な役割をも果たし得たかも知れないが、それにも増して注目され

るのは、例えば、雲英（宗茂）ばかりでなく、

夜来九峰来云、樹蔭仲自堺入洛、為礼来、持以堺樽一荷、串柿
二束、昆布一束、不面之、謝詞丁寧、（明応2・2・9条）

のように、泉州堺の禅院・禅僧と京洛のそれらとの仲介役を果たしていることである。雲英の場合、さらに九峰は、堺側の庇護者・後援者の、京洛・相国寺における窓口の役割を果たしていた模様である。その実態は次項で明白であろう。

〔田村入道宗森〕

堺出身の雲英の出自は未詳ながら、蔭涼職の亀泉の許に附弟として託され、寵愛されるほどであるからして、いずれは土地の富裕の商人、名家であったと想像される。その有力候補と目されるのが、田村入道宗森である。堺における雲英の後援者の筆頭であった。前掲、雲英の亀泉附弟を見届けて堺に還帰する泰叔が、「一行を田村宗信方に伝ふ」（延徳三年十一月十五日発、音通、信、森の誤解と解した）と、亀泉より書信を託された相手である。

翌延徳三年には次の記事が認められる。

自田村带刀入道宗森方、状到来、副以樽壹荷、昆布一折、海
松一籠、（延徳3・7・12条）

自田村带刀入道方樽一荷、昆若干挺、蜜柑一籠上之、九峰持之
来、又悦公正月衣料三百疋上之云々、（延徳3・12・19条）

前者に「田村带刀入道宗森」と鄭重に表記されるのは、先方より

の正式な書信、贈答が初度であったことを思わせる。後者は歳暮の謝礼である。正月の節料、特に衣料三百疋（三貫文）が届けられる点に注目する。新春の晴着、さらには春物を用意する責務は、親（族）が担うのが相応しい。艶詞劇の観点からは、喝食・美童が最も腐心するのが衣装であった。美服を身に纏い、衆目を集めることが宛人の肝要事とあれば、庇護者は特別に別途衣料の調達が必要である。次いで、亀泉の許に持参したのは九峰であり、仲介・取次役を果たしている。九峰は堺との間に特別の交流関係、連絡網を築いており、翌日の二十日条では、亀泉は返章を盛文慈昌に認めさせ、これを九峰方に届けている。

宗森と亀泉の親交の実態が窺われるのは、延徳四年度である。この年の二月朔日条では、「木毯」（錢五百文）を添えた、年始の礼状が届けられる。同六日条は次のごとくである。

雲上司今日堺、江下、早且来、贈之以画扇一本、悦公百事不便之時宜說破之、永昌院浴室料一月四百疋許上之、年中五千疋許納之云々、予云、此内二千疋許京進有之者、悦公衣料大槩可弁之乎由、可有伝語宗森云々、田村带刀入道宗森返章、命昌子書之、贈以画扇一柄、杉原十帖、

亀泉は雲上司・泰叔に対し、「悦公、百事不便の時宜之を説破す」と、雲英の諸事における不如意の状態を強く訴え、養育料の増額を願っている。その最大の理由は、雲英の衣料の支弁であった。宛

人・雲英と差出人との間で艶詞に関わる本格的な活動が展開されるのが、この年・延徳四年の四月以降である。美童の宛人としての存在を示すために、師僧である亀泉が四苦八苦している様子が窺える。永昌院―浴室料―宗森の意味するところが明確ではないが、浴室料を上納することで従来永昌院を後援してきた宗森に対し、雲英が亀泉膝下に加わったからには、その一部を亀泉の許に届け納めてほしいという主張に解される。泰叔に宗森への伝言を依頼すると同時に、年始状への返章としても認められている。

伝言や書状の内容に緊急の要を感じたものか、宗森は間もなく自身で上洛する。

昨日田村宗森上洛、以九峰来日朔可調小齋云々、必可参云々、

(延徳4・2・29条)

田村宗森禪門請待之、齋三汁十四菜、中湯三返、不用半盃、最下戸也、冷麵、九果、茶了、話大半及大唐広大之事、悦公、藤子、九峰、相伴、

(延徳4・3・朔条)

田村宗森下国、仍以丹公贈白練面一、杉原十帖、

(延徳4・3・11条)

悦・管今朝於西庵有齋、自宗森方昨日贈魚物勸之也、

(延徳4・3・12条)

二月二十九日条。宗森の上洛は昨日・二十八日であり、翌三月初日には九峰に依頼して調べた小齋会に亀泉を招待している。宗森は

九峰を窓口にして亀泉と接触した様子である。三月朔日条。宗森が請待した齋会であったが、宗森は「最下戸」であり、「話の大半、大唐広大の事に及ぶ」を特記する。宗森自身が渡明経験を有したか否かは不明であるが、贈答品に海産物や諸国の名産の多いことなどを勘案すれば、交易の従事者・商業者であったか。なお、当日の相伴者は、「悦公」の雲英のほかに、「藤子」の春容、九峰とある。いずれも雲英の直近の庇護者である。同十一日条。この日に堺に帰国している。この間十日余りの在京で、亀泉との接触、交流は不鮮明で、淡白であったかに見える。が、九峰をも通じ、懸案であった養育料の増額等について談合され、一定の成果が亀泉側に齎されたものと想像する。なお、翌十二日条では、亀泉の饑別の贈物に対する宗森の返礼の「魚物」が、雲英と叔原が設けた西庵方の齋食に供された。西庵は、亀泉も助縁して購入・移築された小家をも指すが、主人（女性で、尼形か。）は雲頂院・亀泉下の僧の衣服、しかも上質の衣装の裁断が一任されている。西庵は、そもそもは美作国江見の江見伊豆守の被官・清水雅楽助の宿所であり（口是、延徳三年、十月十日条参照。）江見伊豆守の息男は、差出人・亀泉が異常なほどに寵愛した宛人にも相当する月江寿桂であった⁽⁵⁾。また、亀泉の季節の食料や草花の贈答を通じて、心遣いや、後藤則季（藤左）や春谷との親近の様子から判断して、西庵は後藤氏の一族であった可能性が推測される。いずれにしても、雲英と叔原は、喝食としての晴着裁断に対し、謝意を示している。

延徳四年にはこれらのほかに、次のような記事が認められる
(七月十九日、改)
(元・延徳・明応)。

晚来自堺之宗森方状到来、九峰持之来、樽一荷、海松一籠、昆
布三種恵之、年々嘉例也、
(明応元・7・21条)

田村宗森返章命昌子書之遣之、(中略)午時寂寞、切丹瓜酌泉
酒勸一衆、悦・菅・駿・泉・柏・丹・賢・久・桂・藤・昌・北
房・二本・市河・一沙・一童・了伝等勸之、皆叫好酒、
(明応元・7・22条)

晚来自田村帯刀入道宗森方、歳暮之賀状到来、副以樽一荷・昆
布・昆若、悦公正月衣料三纏上之、
(明応元・12・13条)

七月二十一日条では、酒樽と海産物に添えて、宗森方よりの書状
が、九峰によって届けられる。「年々の嘉例なり」と、慣例として
定着している。翌二十日には、宗森への返章を命じ、おそらくは
九峰の許に届けている。その後、寂寞を慰めるために丹波瓜を切
り、「泉酒」を酌んでいるが、この泉酒こそは前日に宗森方より届
けられた「樽一荷」であつたろう。「皆、好酒を叫ぶ」と、銘酒と
して歓迎されている。雲英の名前は一衆の筆頭に録される。十二月
十三日条では、これも恒例として定着した観のある歳暮の賀状とと
もに雲英のための衣料として「三纏」(三貫文)が届けられている。
前年の記事を勘案すれば、新春のための衣服料の相場が三貫文であ
つたことが示唆される。

明応二年には、三月二十六日条と七月八日条に、それぞれ宗森へ
の返章を盛文に命じて書かせた記事が載る。
(同年の記事は九月
二十三日条まで)

田村帯刀入道宗森は、泉州堺に在り、おそらくは親族として、雲
英を経済的に後援している。その際には、雲溪支山下と目される永
昌院(堺)―玉龍庵(京洛)の交流網を利用し、九峰の仲介を得
ていた。

〔香河備中守〕

九峰宗成が亀泉の意を承けて事を運んだと解されるが、次の報告
記事がある。

晚来自峰来云、香備・悦公父子之契相定、珍重云々、
(明応元・10・17条)

「香備」と「悦公」の間で「父子の契り」が結ばれたことを祝賀
している。香備は、香河備中守の省略形である(本稿でも略称
「香備」を用いる)。香河
氏某と雲英との間で、猶子・養子縁組が整つたことを指す。明応元
年十月十七日のことであるが、この縁組の成立以降、雲英は有髪の
僧童の姿で香備宅を訪れ、主として宴席の給仕役として彩りを添
え、宿泊の後に帰院するといった記事が頻出するようになる。

晚来自悦也・藤也遣香河備中守宅、九峰同途、自是贈以五合三
荷、同息五郎次郎方江七宝香炉・銅小鉢入之、杉原十帖、同女
中三百疋折袴、同大田藏人方江堆紅香合・杉原十帖、乃備中守
対面、有宴、太奔走、三猷了婦及初夜、備中守明日参宮、帰洛

則可致參謝云々、
(明応元・10・20条)

縁組成立の直後、指導役の春容、さらには亀泉の代理の後見役としての九峰に伴われ、香備宅に参上している。一族内の主立った顔触れに土産物が用意されており、晴れての対面である。父・子としての初対面の宴であつたらう。香備には翌日の伊勢参宮が控えており、慌しい中での対面であつた。香河方よりの返礼は同十一月十五日条に見えるが、九峰が仲介の上で、「明日使僧を以て謝を伸べらる、然るべし」と助言している。九峰の縁組仲人役がここにも示唆されている。

明応元年におけるこの外の、雲英の猶子としての活動を以下に掲げる。

悦公往香河備中守宅、有宴入夜帰、九峰同途之、

(明応元・11・朔条)

伊勢より帰洛の後、香備は改めて宴への参仕を要請している。喝食給仕の役割を果たすためである。九峰が後見している。

自香河備中守以使者云、来七日藤・悦煎点、蓋古香河中書十七年忌也云々、必可進云々、九峰・助上司亦同前、

(明応元・11・5条)

香備は、故香河中書(中書は中務の略名)の十七年忌の法要を営むために、雲英のほか春容・九峰・助華胤宗助を招請している。雲英は、喝食としての給仕のほかに、いまだ正式の僧ではないが、香河一族の

僧・家僧としての振舞が要求されたことであらう。これを指導するのが、九峰・華胤の役割である。煎点は、煎茶を点て、点心(簡單な食事)を供する意である。同七日条に抛れば、上記の四員は香備宅に赴き、晩に及び帰院している。

悦也往香河宅、蓋為養生也、
(明応元・12・25条)

雲英は「養生」のために香備宅に出かけている。養生家への里下り・宿下りであろう。実家より遠く離れている雲英にとって、殺伐とした僧堂生活から一時開放されている。父子契約・養子縁組の意義や有効性の一端が示される。同二十七日の帰院である。

以桂子歳暮礼講之者、安富筑後守、香河備中守、禅昌院、右馬頭殿、遊初軒、赤松出羽守殿、
(明応元・12・28条)

竺英を使者として、諸方に歳暮の礼を講じているが、香備は安富筑後守元家(略称「安筑」)に次いでいる。安筑が細川政元(家管頭)の有力被官であるところから、香備もあるいは同様に同家の被官であったか。他の俗家は右馬頭殿(典殿)・細川政国(家)と赤松出羽守殿(家)・有馬則秀である。亀泉が香備家との関係を重視している一証となる。

悦也往香河備中守宅、九峰同途、白綾小袖一領、亀甲紋帯一筋、香河方患之、帰時九峰来、勸盃、(中略)悦・菅・駿、与白綾小袖、帯一筋、桂・藤・泉、各帯一筋与之、

(明応元・12・晦条)

大晦日、雲英は歳暮の礼のために香備宅に下っている。香備は新春の晴着として、白綾小袖と亀甲紋帯を用意していた。これらを受取るのが九峰の役割であったか。晴着は改めて亀泉より雲英に下賜されたが、亀泉からの小袖と帯が雲英・叔原・慈駿の三子で同一表記であるところからは、予め亀泉の側から各子の後援者（実家や養家）に要請・注文していたかにも見える。喝食にとつて衣装はかけがえない必需品であり、後援者がこれを負担する責務を負わねばならなかった。

明応元年十月末に縁組が成立して以降、年末までの二箇月間にわたる父子としての関係を紹介した。明応二年に入ると、猶子としての喝食の役割について習熟したかに見える、雲英の養家への訪問に際して、春谷や九峰の同伴、後見は減少する。

悦公赴香備宅有其招也、生栗小益一、福力患之、

(明応2・8・24条)

悦也齋前自香備宅婦、赴妙音院給仕、

(明応2・8・26条)

力者であった満福が途次の警護役として付添ったか。香備宅に宿泊して帰院した由を、簡潔に録するに止まる記事が多くなる。

於香備宅、彦四郎九世舞有之、悦也被請往、

(明応2・3・5条)

自香河備中守贈給一領、玉虫色練也、

(明応2・4・14条)

前者では、香備宅において九世舞（曲舞）が演ぜられ、雲英は招

請されて赴いている。翌日条に「終夜宴有り」と報ずるところから、観舞への招待もさることながら、酒宴における給仕のためであったろう。後者では「給」が贈られる。季節の変わり目に相当した。

亀泉が示寂したため、記録の期間是一年間にも満たないが、父子としての縁組の実態が窺われたであろう。雲英にとつて、養家の香備宅は、俗の家族的団欒を味わうことのできる貴重な場であったろう。さらに、特別に高い出自や富裕の実家を有さない喝食にとつて、父子の契りを結ぶことは、経済的な面での安定が得られ、美童としての体面を保つために必須の要件であったことが知られる。喝食の師僧にとつても、自らの寺院の檀越・庇護者を確保・充実に、緊密な関係を構築するための有効な手段であった。喝食、特に美貌の喝食は、寺院にとつて重要な人材として、大いに歓迎された。養家にしてみれば、経済的な負担を負うことになり、その代償として得られるものが、喝食の宴会での給仕や家僧としての活動では、あまりに釣り合わないかに見える。が、高い寺格の寺院の檀越としてこれを後援し、さらに喝食と猶子縁組を結ぶことは、自らの家の格式を高め、世間に誇示するに好機であったと解される。

雲英の艶詞に関わる活動は、同年（改元前年 延徳四年）四月より本格的に展開されている。父子契約が整った同十月の時点は、差出人・子淵承珍との間での初飲が実現した直後で、艶詩がしきりに送呈される、

最高潮の時期に相当する(欄)。艶詞に関わる活動と父子契約との時期が符合することは、両者が密接に関連することを示唆する。両者での喝食としての主要な役割は、いずれも酒宴を中心とする会に給仕役として奉仕することであった。喝食給仕は、当代の酒宴文化を支える独特の現象とも理解されるが、喝食にとっては自己の存在を禅林内外に主張する貴重な機会であった。

注

- (1) 蔭木英雄著『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺』(そして、昭62)は、『日録』の基本的な解説書であり、本稿も多大な学恩を蒙った。
- (2) 今泉淑夫『禅僧たちの室町時代―中世禅林ものがたり』(吉川弘文館、平22)の「情をかける―「美丈」の少年僧―」の章をも参照。
- (3) 泰叔のための送行詩会の開催を中心に、拙著『禅林の文学―詩会とその周辺』(清文堂・平16) 第二部・第一章・第二節・第二項『蔭涼軒日録』における実態」において取り上げている。
- (4) 注(1) 蔭木氏著書では、伯父・亀泉と甥・藤左の関係を想定する。
- (5) 拙論「禅林における艶詞文芸をめぐって―『蔭涼軒日録』における亀泉集証と月江寿桂―」(鈴峯女子短期大学『人文社会科学研究集報』第五十七集、平22・12) 参照。

(付記)

本稿は、中世文学会・平成二十二年度秋季大会における講演「禅林における艶詞文芸をめぐって」の内容の一部を文章化したものである。以下の二点も、同様の事情による論考である。

- (1) 注(5)に同じ
- (ロ) 「禅林における艶詞文芸をめぐって―研究の現状と現存作品集(群)」(中世文学研究』第56号、平23・6)

―あざくら・ひさし、鈴峯女子短期大学教授・広島大学名誉教授―